

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県白河市東深仁井田字陣ヶ平一番地、最後の住所東京都板橋区前野町五丁目一七番三〇四号カーサ常盤台

被相続人 亡 小松 幸典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

事務所東京都港区新橋二一〇一五新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区歌舞伎町二丁目九番、最後の住所東京都青梅市木野下二丁目一七五番地ベリッヂフオート木野下II

被相続人 亡 坂上 宏志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベテ吉祥寺三〇三 吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 橋積 京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市中志筑一〇三〇番地、最後の住所東京都府中市武蔵台二丁目一二番地の二 被相続人 亡 横手 治江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市福田二〇二九番地、最後の住所神奈川県大和市福田二一六四番地富士見荘二〇五 被相続人 亡 青柳 正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

横浜市中区太田町四一五五横浜馬車道ビル八階 M&M横浜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三橋 潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市公郷町二丁目六一番地、最後の住所神奈川県横須賀市小矢部一丁目二〇番三原アパート二F

被相続人 亡 柴崎 晋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

神奈川県横須賀市大滝町一丁目二〇番地一横須賀CENTRE COURT二階

相続財産清算人 弁護士 中村賢史郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県北諸郡三股町大字樺山三五二番地一、最後の住所神奈川県厚木市毛利台二丁目二四番六号 被相続人 亡 出水 久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

神奈川県厚木市中町三丁目一二番三三三藍田ビル五階 本厚木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 瀬戸 崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区上末吉三丁目一四八番地、最後の住所神奈川県中郡大磯町虫窪三九番地一 素心学院 被相続人 亡 佐野 邦浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

神奈川県小田原市栄町二丁目一〇番四号三〇二号室 相続財産清算人 弁護士 中川裕貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市那加桐野町六丁目二七三番地、最後の住所岐阜県各務原市那加桐野町六丁目二七三番地 被相続人 亡 村瀬 則昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

岐阜県各務原市鵜沼各務原町二一四八三グラウンドール各務原一F花光総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 花光 勇亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区戸田明正三丁目四〇一番地、最後の住所名古屋市中川区戸田明正三丁目四〇九番地 被相続人 亡 小田 明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

名古屋市中区丸の内一丁目一〇二一リヴァーストウディオ丸の内七〇二 小笠原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小笠原 佑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市大岩町字北山六番地、最後の住所愛知県豊橋市下地町字境田二二番地 被相続人 亡 服部 敏弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の一タワレジンズHADA二〇六 相続財産清算人 弁護士 鈴木 正純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目三九番地、最後の住所大阪府豊中市城山町一丁目二番一〇号 被相続人 亡 野口弥恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪府中央区北浜一丁目八番一六号大阪証券取引所ビル 北浜法律事務所・外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 米倉 裕樹

第9期決算公告

令和8年7月30日
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
東京共同会計事務所内
Herberge Investments Pte. Ltd.
日本における代表者 高山 知也
貸借対照表の要旨 (単位: USドル)
(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額
資産部	流動資産	606,678
	固定資産	4,851,867
	合 計	5,458,545
負債純資産及び部	流動負債	123,577
	固定負債	4,744,582
	合 計	5,458,545

第70期決算公告

令和8年7月30日
宮城県気仙沼市南町四丁目1番11号
株式会社小野良組
代表取締役社長 平野 省吾
貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	6,328,434
	固定資産	457,488
	合 計	6,785,922
負債純資産及び部	流動負債	867,416
	固定負債	86,970
	合 計	5,831,536
純資産及び部	資本	100,000
	剰余金	30,000
	合 計	30,000
純資産及び部	資本	5,701,536
	剰余金	5,701,536
	合 計	(115,111)
純資産及び部	資本	6,785,922
	剰余金	6,785,922
	合 計	6,785,922